いわき市診療所開設・承継支援補助金交付要綱を次のように制定する。

令和７年３月28日

いわき市長　内　田　広　之

いわき市診療所開設・承継支援補助金交付要綱

いわき市診療所開設支援補助金交付要綱（平成31年２月13日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市における医療提供体制を確保するため、市内で新規に診療所を開業し、又は医業を承継した者に対して、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　診療所　市内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所（公衆のために医業を行う場所に限る。）をいう。

⑵　開業　市内に新規に診療所を開業し、医療法第８条の規定により診療所の開設届を提出し、その後健康保険法（大正11年法律第70号）第65条の規定により保険医療機関の指定を受け、保険診療を開始することをいう。

⑶　承継　診療所を開業した者が引退等を事由として保険診療を親族又は第三者に引き継ぎ、当該親族又は当該第三者が保険診療を開始することをいう。ただし、同一法人内における管理者の変更は除く。

⑷　開院日　保険診療を開始した日又は保険医療機関及び保険薬局の指定並び

に保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）第8条に規定する保険医療機関届出事項変更（異動）届の変更年月日をいう。

（補助対象者の要件）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、市内において診療所を開設した者（以下「開設者」という。）又は診療所の管理者（開設者が法人の場合に限る。）であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

⑴　開院日の直近３か月の期間において、主たる勤務先として市の地域内の医療機関に勤務していない医師であること。ただし、承継の場合は、この限りでない。

⑵　一般社団法人いわき市医師会（以下「医師会」という。）に加入し、積極的に在宅医療を含む地域医療に貢献すること。

⑶　いわき市休日夜間急病診療所における診療に協力すること。

⑷　市が医師会に委託する在宅当番医制事業に協力すること。

⑸　開業又は承継後、市内において10年以上診療を継続する見込みであること。

⑹　市が行う医療、保健及び福祉に関する事業に協力すること。

⑺　国、地方公共団体その他公的な機関から、次条に規定する補助金の交付の対象となる経費について、補助金等を交付され、又は交付の決定を受けていないこと。

⑻　いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第７号に規定する社会的非難関係者でないこと。

（補助対象経費等）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

２　補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（申請書の提出期日）

第５条　規則第４条第１項に規定する期日は、開院日から１年を経過する日とする。

（補助金交付申請の添付書類）

第６条　規則第４条第１項第４号に規定する書類は、次のとおりとする。ただし、市長が添付の必要がないと認めた書類等については、省略することができる。

⑴　開業の場合においては、いわき市保健所に対する開設届の写し及び東北厚生局に対する保険医療機関指定申請書の写し

⑵　承継の場合においては、いわき市保健所に対する開設届の写し又は開設許可（届出）事項の変更届の写し及び東北厚生局に対する保険医療機関指定申請書の写し又は保険医療機関届出事項変更（異動）届の写し

⑶　医師会の入会を確認できる書類の写し

⑷　第３条第１号に規定する要件を満たすことを証明する書類の写し

⑸　診療の用に供する土地及び建物を取得する場合にあっては、契約書の写し、領収書又は支払いを証する書類の写し及び登記事項証明書

⑹　診療の用に供する建物を新設し、改修し、又は拡張する場合にあっては、工事等請負契約書の写し、領収書又は支払いを証する書類の写し、工事内訳書及び工事竣工までの写真（改修にあっては、改修前の写真を含む。）

⑺　診療の用に供する機器を購入する場合にあっては、契約書の写し又は納品書の写し、納品等に当たり検収したことを証する書面の写し、領収書又は支払いを証する書類の写し及び納品完了の写真

２　規則第４条第１項第１号から第３号までに規定する書類は、同条第２項の規定により提出を省略するものとする。

（着手及び完了届の省略）

第７条　規則第10条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

（補助事業等実績報告書）

第８条　規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は、補助金の交付を受けた者が、開業又は承継後10年以内に第３条第２号から第６号までの要件を満たさなくなったときは、やむを得ない事情が

あると認める場合を除き、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。この場合において、返還を求める額は、別に定める。

（財産の処分の制限期間）

第10条　規則第17条ただし書に規定する市長が定める期間は、開業又は承継した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第１に定める耐用年数が経過した日又は10年のいずれか短い期間とする。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

別表（第４条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
診療所の開業又は承継にかかる次の経費 （１）　診療の用に供する土地の取得に要する経費 （２）　診療の用に供する建物の新設、取得、改修又は拡張に要する経費。 （３）　診療の用に供する機器の購入に要する経費	補助対象経費の３分の２以内	2,000万円（分娩施設を有する産婦人科若しくは産科又は小児科を標榜する診療所にあっては、3,000万円）